

平成 23 年 11 月 22 日

お客様各位

岡地株式会社

「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」に関するお知らせ

平成 24 年 1 月 1 日より適用される「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」に基づき、お客様が金地金を弊社にご売却された場合、その支払対価が 200 万円を超えるものについては、取引内容などを記載した支払調書を所轄の税務署に提出いたしますので、ご案内申し上げます。

記

○対象取引

金地金を当社に売却した場合で、その売却代金が 200 万円を超える取引

○適用日

平成 24 年 1 月 1 日以降の取引から適用

○記載項目

- ・お名前
- ・ご住所
- ・お買い取りした金地金の種類および数量
- ・支払金額
- ・支払確定月日

※法的根拠 : 所得税法第 225 条第 1 項第 14 号

以上